

## 甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	若尾彰子君		加藤敬徳君
	谷口和男君		滝川美幸君
	金丸寛君		長谷部集君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

脱炭素社会 推進監	中込広人君	市民部長	大鷲正之君
生活環境部長	望月新路君	福祉部長	早川英彦君
子育て健康 部 長	戸澤文香君	脱炭素社会 推進課長	石原大助君
保険課長	金子智奈美君	環境課長	伊藤敦君
福祉課長	井上千悦子君	障がい者支援 課 長	輿石文明君
子育て支援 課 長	樋川浩一君	健康増進課長	堤貞治君
事業推進係長	樋渡瑞幹君	国民健康 保険税係長	名取綾子君
生活環境係長	奥山正広君	福祉総務係長	藤田陽子君
自立支援係長	新奥知恵君	児童係長	柴崎智之君
保育係長	櫻田良文君	子育て支援 係 長	小澤京子君

健康企画係長 中 込 美智子 君

---

**職務のために出席した者の職氏名**

議会事務局長 中 澤 一 昭 書 記 藤 井 涼 子  
書 記 深 澤 隼 人

**審査内容**

1 条例等審査

議案第64号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午前 9時25分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、直ちに厚生環境常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めておはようございます。

今日は昨日のあの雨に比べて、このような晴天に恵まれて、私、朝から区の公園で長寿会の花植え、それからラジオ体操を済ませて、ここに臨んでおります。非常にすがすがしい気持ちでございます。

余談はさておきまして、本日の議事、審議がスムーズに進みますことと、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会します。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第64号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、当局より説明をお願いします。

樋川子育て支援課長。

○子育て支援課長（樋川浩一君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について説明をさせていただきます。

議案書の14ページ、議会資料は3ページから5ページになります。

初めに、議案書14ページをお願いいたします。

議案第64号 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件になります。

提案理由になりますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を行い、所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

本条例の内容につきましては、小規模保育事業所等における満3歳以上満4歳に満たない児童また第4歳以上の児童に対する保育士の配置基準を改正するものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議会資料の3ページをご覧ください。

第29条及び第31条の第2項第3号中20人を15人に改め、同項第4号中30人を25人に改めます。

4ページをお願いいたします。

第44条及び第47条の第2項第3号中20人を15人に改め、同項第4号中30人を25人に改めます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。すぐに実行されるということなんですけれども、これを実行すると各保育園、保育士の数、当然増員しなければいけないと思うんですけれども、その増員が全ての保育園で完了しているのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 樋川課長。

○子育て支援課長（樋川浩一君） 人員の配置につきまして、この本条例につきましては、甲斐市にも幾つか小規模事業所もあるんですけれども、基本的にゼロ歳から2歳児を対象としておりまして、どうしてもその連携等が取れない関係で、その事業所で3歳以上のお子さん

を見なければならぬ場合に適用されるものでありまして、現段階で甲斐市では対象になる事業所はございません。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第64号を終わります。

以上で、条例審査等を終了します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）及び議案第71号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

初めに、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明をお願いいたします。

樋川子育て支援課長。

○子育て支援課長（樋川浩一君） それでは、続きまして、子育て支援課より補正予算につき

まして説明をさせていただきます。

議会資料は16ページから18ページ、補正予算説明書は14ページから16ページになります。

初めに、補正予算説明書14ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

15ページの説明欄をご覧ください。

18子育て支援総合施策事業費の財源更正となります。

こちらは、今年度着手しておりますこども計画策定に係る費用について、一部国庫支出金として当初予算に計上しておりましたが、交付申請をいたしました県内9市町村のうち、3市のみ採択となり、本市につきましてもは不採択となりました。

これに伴い、国庫支出金150万円を財源更正し、こども計画策定に要します全額を一般財源とさせていただきますものとなります。

次に、26低所得者子育て世帯加算給付金（令和6年度分）給付事業において、2,074万5,000円の増額補正をお願いするものになりますが、こちらにつきましてもは別冊資料になります。

議会資料16ページをお願いいたします。

低所得者子育て世帯加算給付金（令和6年度新たな非課税等世帯分）の支給について、概要を説明させていただきます。

1、経緯ですが、国は令和5年11月2日閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策の一つとして、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けられるよう住民税非課税世帯に対し物価高対策のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大することを決定いたしました。

また、住民税均等割のみ課税される世帯への同水準の支援と併せて、同低所得支援対象世帯のうち、子育て世帯に対する加算給付の実施も決定いたしました。

本市では、令和5年度に物価高から国民を守る施策として、国が定めた低所得者支援制度に基づき、住民税非課税等世帯に対し、本交付金を利用した給付金支給事業を実施したところであり、令和6年度につきましても、税制改正に伴う所得税・個人住民税の定額減税との一体的措置として、同事業の継続が決定されました。

2、目的につきましてもは、価格高騰の影響により、生活への負担感が大きい低所得者世帯である住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯のうち、世帯人数の多い子育て世帯に可能な限り公平を確保することを目的に、児童1人当たり5万円の加算給付金を支給するものであ

ります。

3、対象となる世帯につきましては、低所得者世帯支援給付金（令和6年度新たな非課税等世帯分）の給付対象世帯であり、かつ、（1）令和6年6月3日時点で、同一世帯内に18歳以下の児童のいる世帯。18歳以下の児童につきましては、平成18年4月2日生まれ以降の児童で、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童となります。

次に、（2）同一世帯に、令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる世帯。

（3）別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯のいずれかに該当する世帯であります。

4、基準日につきましては、令和6年6月3日となります。

17ページをお願いいたします。

5、支給額は、児童1人当たり5万円で、全額国庫負担金となります。

6、給付対象世帯数及び対象児童数ですが、約300世帯、400人を見込んでおります。

7、申請方法は、対象世帯のうち、先ほど16ページで説明いたしました（1）に該当する世帯につきましては、給付金支給情報を基に抽出した対象世帯に確認書を送付いたします。

また、（2）及び（3）に該当する世帯につきましては、市へ申請書の提出が必要となります。

8、給付方法になりますが、原則、指定口座への振り込みとし、口座振り込みによる支給が困難な場合のみ現金支給といたします。

9、今後のスケジュールですが、7月初旬から対象者の抽出及び確認作業を行い、7月下旬から確認書または申請書の送付を行います。8月中旬から確認書等の受付け、審査を実施し、8月下旬から口座への振り込みを行ってまいります。

10、その他としまして、本事業の周知は、広報紙及びウェブサイトで行ってまいります。

再度、補正予算説明書15ページ、17ページの説明欄をお願いいたします。

26低所得者子育て世帯加算給付金（令和6年度分）給付事業2,074万5,000円の増額補正の内訳になりますが、事業費として人件費、消耗品、17ページをお願いします。

郵送料とシステム改修費と合計74万5,000円と、所得者の子育て世帯への加算給付金の支給、児童1人当たり5万円、給付対象児童を400人と見込み、事業費2,000万円となります。財源は全額国庫補助となります。

次に、同じく17ページ中段にあります児童手当1億9,014万円と支給事務費793万2,000円の増額補正につきまして、別冊議会資料にて概要説明をさせていただきます。

それでは、別冊議会資料18ページをお願いいたします。

児童手当法の改正に伴う児童手当対象者等の見直しについてになります。

1、経緯ですが、総合的な少子化対策を推進する一環として、子ども・子育て支援の効果的な実施のほか、全ての子供の育ちを支える基礎的な経済支援を行うため、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略に基づき、令和6年10月から児童手当法の改正が実施されることとなります。

2、見直しの内容になりますが、（1）支給対象の拡大としまして、現行の中学校終了までの児童から、高校生年代までの児童に対象者を拡大。

（2）所得制限の撤廃としまして、現行制度では所得制限を設け、ある一定以上の収入がある場合には児童手当を受給することができなかったことから、所得制限を撤廃いたします。

（3）多子加算の増額としまして、現行の第3子以降1万5,000円の多子加算が3万円に増額となります。これに加え、第1子及び第2子としての年齢を18歳までから22歳までに引き上げられます。

（4）支払回数の変更といたしまして、現行の年3回の支払いを年6回、4か月ごとの支給から2か月ごとの支給に変更になります。

（5）負担割合の変更としまして、対象者等が拡大したことにより支給額が増額することから、地方の負担割合を軽減することとし、下の表にありますように、国における負担割合が大きく増加、これにより、県、市の負担割合は減少しております。

3、支給対象者数につきましては、現行の9,000人から2,312人増え、1万1,312人を見込んでおります。

4、今後のスケジュールにつきましては、7月中に新たな対象者を把握し、通知を送付いたします。10月の児童手当法改正を受け、12月から新制度による支給が開始となります。

続きまして、別冊補正予算説明書に戻っていただき、16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費であります。

なお、財源内訳につきましては、議会開催初日の朝、歳入費目の訂正を中学校修了前から高校生年代に訂正をさせていただいております。

17ページの説明欄をご覧ください。

01児童手当において1億9,014万円の増額補正をお願いするものであります。

内容としましては、児童手当法改正に伴い、対象者人数の増加及び支給額の増加となります。財源は、国庫支出金が2億329万6,000円、県支出金が658万円の減額、一般財源が657

万6,000円の減額となります。

次に、17ページ、02児童手当支給事務費において793万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容としましては、人件費、消耗品、郵送料とシステム改修費等となります。財源は全額国庫補助となります。

また、当初予算における一部法改正事務と重複する予算63万1,000円につきまして、一般財源から減額となります。

次に、補正予算説明書16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費であります。

17ページの説明欄をご覧ください。

12特別保育事業において193万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

内容としましては、現在、本市の園児1人に対し、医療的ケア児訪問看護業務を委託しておりますが、今年度新たに園児1人が保育事業中における医療行為が必要となりましたので、委託業務における補正予算をお願いするものであります。財源は、県支出金が144万8,000円ほか一般財源となります。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 2点ほどお願いします。

児童手当についてなんですけれども、今回、対象が拡大されるということで、これまで対象でなかった方のその事務手続、口座を指定してもらうだとか、そういった手続は間に合いそうでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 柴崎児童係長。

○児童係長（柴崎智之君） 新たに対象となる方につきましては、今、このスケジュールにありますとおり、これからシステムを改修させていただいて、新対象者につきましては把握をさせていただいて郵送をする予定であります。

その後、申請をしていただきまして、現行受給されている方につきましては、職権において額改定とか変更申請ができるとなっておりますので、手続の必要がないこととなっております。

ます。

○委員長（清水和弘君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） これまで受給していなかった人の事務手続は大丈夫でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 柴崎係長。

○児童係長（柴崎智之君） そちらも12月支給に間に合うように書類を送付して、申請をしていただくんですが、経過措置としまして3月31日までに申請していただければ、10月分が支給できるとなっておりますので、年度内、今年度内に申請していただけるよう間に合うように処理を行います。

○委員長（清水和弘君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

もう1点お願いします。

特別保育事業なんですけれども、医療的ケア児が増えたということで、当初予算組むときには大体、翌年度の児童の様子なんか大体把握できると思うんですけども、急遽、転入だとかがあって増えたとか、そういった関係でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 櫻田保育係長。

○保育係長（櫻田良文君） お答えいたします。

今回、補正予算でお願いする児童につきましては、これまでもインスリンの接種を行っている児童でありまして、その方は朝と夕方、保育時間外、自宅において医療的行為が行えたんですが、医師の判断により急遽、今年に入ってから保育時間中のインスリン注射の必要性が出たということで、医療的行為ということで、医療的ケア児の支援を行うものになります。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。

なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いします。

堤健康増進課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） 大変お疲れさまでございます。

健康増進課から、6月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

資料は補正予算説明書の18、19ページになります。

それでは、18ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額1億5,676万1,000円の増額をお願いするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、特定財源その他の諸収入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として1億790万円を国がワクチン費用の一部を助成し、国から基金管理団体を経て接種実績により交付されるものでございます。一般財源は4,886万1,000円でございます。

19ページをお願いいたします。

説明欄、01予防接種事業1億5,676万1,000円の内容につきましては、先月5月15日の厚生環境常任委員会におきまして、甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業について概要をご説明したところでございますが、新型コロナワクチンの予防接種は昨年度まで全額国費で実施されておりましたが、令和6年度から予防接種法施行令等の一部改正により、65歳以上及び60歳から64歳までで一定の基礎疾患を有する方を対象に定期接種として実施することが定められました。

ワクチンの接種費用は1万5,300円、国から8,300円が助成され、残りの7,000円が自己負担となりますが、定期接種対象者の自己負担軽減と接種の促進を図るため、甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施要綱を制定し、7,000円の2分の1を本市が助成し、自己負担額を3,500円とするものでございます。ただし、生活保護世帯には市が全額助成し、自己負担はなしといたします。

助成の方法につきましては、本市が医療機関とワクチンの接種委託契約を行い、定期接種対象者が契約した医療機関で接種し、自己負担分を支払います。後日、接種実績を確認し、市から医療機関へ接種費用と自己負担分の差額を支払うものといたします。

接種期間は、国では現在のところ秋冬接種としており、今後、具体的な期間が示される予定でございます。

接種回数は年1回、使用ワクチンにつきましては、こちらも未定で、今後示される予定でございます。

次に、接種事業の歳出の内容でございますが、10節需用費、42万4,000円につきましては、事務用品等の消耗品、印刷製本費として、コロナワクチン接種の予診票や、接種時の説明書、65歳以上の対象者2万1,000通のはがき、公共施設や医療機関等へ掲示する周知用のポスターの印刷費用でございます。

次に、11節役務費157万2,000円につきましては、対象者へのはがき郵送料、医療機関への予診票や通知発送費用でございます。

次に、12節委託料1億5,476万5,000円につきましては、過去のコロナワクチンの65歳以上の接種実績から1万3,000件を見込み、自己負担ありを1万2,610件、生活保護世帯の自己負担なしを390件として予算を計上するものでございます。

以上が補正予算の説明になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと教えていただきたいんですけども、このコロナワクチンの接種については、今年の3月までワクチン接種していたんですけども、ああいう形で市内のクリニックで接種するという形になると思うんですけども、実施、どこでできるかとか、そういった情報というのは、また周知してもらえるんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

本市の市の広報、ホームページ等に掲載するものと、あと対象者にはがきを通知させていただきますので、そちらのほうになります。あと、ポスターの掲示で周知をさせていただきますので、公共施設、医療機関等にポスターのほうを掲示させていただいて周知を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、脱炭素社会推進課より、4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いします。  
石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 脱炭素社会推進課より6月補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、先ほどの予算説明書と変わしまして、議案関係フォルダーの補正予算説明書、初日追加の資料をお願いいたします。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、10ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費になります。

補正額は5,356万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源内訳につきましては、地方債として、合併特例債5,080万円及び一般財源となります。

11ページをお願いいたします。

事業名は、05脱炭素社会推進事業になります。こちらは工事請負費といたしまして5,356万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、本年度、国の交付金を活用して、公共施設への太陽光発電設備の年度内設置を予定しておりますけれども、設置する屋根の防水工事を行う経費として、増額補正をさせていただくものになります。

当初予算におきましては、国の交付金の対象となる事業につきまして予算計上しており、太陽光発電設備の設置に伴う屋根の防水工事につきましては、基礎となる架台の支持材の周辺50センチメートル部分を除き、国の交付金の対象とならないことから予算計上はしておらず、現状のまま設置をし、雨漏り等が生じた場合は一時撤去や乗せ直すことを予定しておりました。

しかし、本年度、太陽光発電設備の導入の発注に際しまして、屋根防水の専門業者と屋根の状況を確認したところ、専門業者の見解といたしましては、状態は悪くないものの各施設の屋根改修後の経過年数や太陽光発電設備の設置期間が耐用年数の17年と長期間を予定していることから、設置前に防水工事を行うことにより、設置後の雨漏り等を防ぐこと及び現状のまま設置した場合、雨漏り等により太陽光発電設備の撤去や乗せ直しの費用が抑えることができるということで、屋根の防水工事を行うものでございます。

太陽光発電設備の設置対象となる公共施設につきましては、敷島庁舎、双葉庁舎、竜王武道館、竜王図書館、敷島保健福祉センター、竜王小学校及び竜王中学校の7施設でございます。そのうち、竜王武道館につきましては、本年度、防水工事を行っておりますので、竜王武道館を除く6施設において屋根の防水工事を行います。

防水工事の工法につきましては、屋根が平たんな陸屋根の敷島庁舎、双葉庁舎及び竜王中学校の校舎につきましては、既存の防水シートの状態が良好であるため、高圧洗浄とシートの防水層を保護するトップコートの塗り替えを行います。シートの劣化が見られる竜王小学校校舎につきましては、劣化部分の防水層を除去しまして、高圧洗浄とシートの上に新しく新規のシートをかぶせる工法で行います。

また、傾斜屋根の竜王図書館、敷島保健福祉センター及び竜王中学校武道館につきましては、経年による古い塗装やさびの除去とシリコン樹脂の防水塗装を行います。

屋根の防水工事につきましては、太陽光発電設備の設置前に行う必要があり、早期の発注が必要となることから、今回、増額補正をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと教えていただきたいんですけども、太陽光パネルを設置する予定なのは、今回7施設ということでよろしいでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） はい、そのとおり、7施設でございます。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） では、今回、防水加工することなんですけれども、その防水加

工というのは、大体、どのぐらいもつものなんですか。

○委員長（清水和弘君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 耐用年数は10年ということで聞いております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ということは、また10年後にはやっぱり再々度、工事するという  
ことですか。

○委員長（清水和弘君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 耐用年数10年ですけれども、各施設の状況を見てみ  
ますと20年もっているところもありますので、太陽光を置くことによって日差しが遮られ  
ますので、シートですとか塗装は守られるのではないかなというふうには想定しております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、竜王図書館なんですけれども、今、既存でかなり太陽光  
のパネルがついていると思うんですけれども、あのパネルはどういうふうにするんですか。

○委員長（清水和弘君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 現在設置しているのは屋根貸して貸している太陽光に  
なりますので、その太陽光はそのまま、あと空いている屋根の面積に太陽光を設置する予  
定になっています。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 防水工事を行うとあるんですけれども、これはいつまでにやって、太  
陽光のところはいつ入れるのか、教えていただければ。

○委員長（清水和弘君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 一応、発注につきましては10月か11月ぐらいまでに  
は防水工事を完了して、その後、太陽光設備を設置するという予定になっております。

○委員長（清水和弘君） そのほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、環境課より、4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いします。

伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 大変お疲れさまでございます。

環境課の6月補正について説明させていただきます。

議案書は22、23ページ、補正予算説明書は18、19ページになります。

こちらの補正予算説明書のほうに関しましては、議案関係フォルダーの令和6年6月補正予算説明書（修正後）、こちらのほうを使用させていただきますので、よろしくお願いたします。18、19ページとなります。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、19ページの説明欄、ナンバー18猫不妊去勢手術費助成事業について240万円の増額をお願いするものであります。

補正額の財源内訳は、県支出金182万円、一般財源が58万円の増額となります。

増額の理由につきましては、山梨県において山梨県猫不妊去勢手術助成事業の補助対象の一部見直しが行われ、飼い猫について多頭飼育により周辺的生活環境が損なわれている場合や、そのおそれがある場合に限るとした補助対象の改正を行い、令和6年度においても継続して事業を実施することとしたところであります。

本市としましては、飼い猫に関して2頭以上の飼育を多頭飼育と定義し、市の補助金交付要綱の一部改正を行い、県の補助金制度を活用した事業を実施するため、また併せまして令和5年度の助成事業実績に基づく今年度の見込み数を勘案する中で、今回の増額補正をお願いするものであります。

以上で、環境課の6月補正の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 昨年度の猫などの手術の実績というのは、それはどのぐらいになりますか。

○委員長（清水和弘君） 奥山生活環境係長。

○生活環境係長（奥山正広君） 令和5年度につきましても、不妊につきましてもは253頭、去勢につきましてもは239頭、合計492頭となっております。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 今年度もそれに見合う、同等の予算という感じでよろしいのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 今回の補正を勘案した頭数となりますが、全体で515頭を見込んでおります。不妊に関しましては270頭、去勢に関しましては245頭ということになります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） こういう助成するということで結構、いろんな方というか、それが申請されると思うんですけども、例えば地域猫とか保護猫なんかの活動をされている方は、年間通して、そういう補助金を活用されると思うんですけども、例えば、この間ちょっと聞いたのは、年間で1人5頭までみたいな、ちょっと制限が入ったみたいなことを聞いたんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 奥山係長。

○生活環境係長（奥山正広君） 飼い主のいない猫につきましては、同一年度内において補助対象1人につき5頭となっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 予算的なことでそういう制限はしようがないとは思いますが、多分やっぱりそういう方は、野良猫がいればやっぱり保護してあげたいということなので、できればそういった活動をされている方にもうちょっと優遇というか、そういったふうに検討していただければなと思うんですけども、その辺、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いします。

井上福祉課長。

○福祉課長（井上千悦子君） 大変お疲れさまです。

それでは、福祉課の6月補正についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー39低所得者世帯支援給付金（令和6年度新たな非課税等世帯分）給付事業といたしまして2億5,390万円を増額補正させていただくものでございます。

予算の内訳といたしましては、対象者への給付金のほか、給付事務に係る人件費、事務消耗品、印刷製本費、通信運搬費、対象者抽出に必要なシステム改修や各種通知書の印刷等に係る委託料となります。

財源内訳につきましては、全額国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

続きまして、議会資料の14ページ、15ページをお願いします。

経緯につきましては、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けられるよう住民税非課税世帯に対し物価高対策のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大したことから、本市では、令和5年度に物価高騰から国民を守る施策として国が定めた低所得者支援制度に基づき、住民税非課税世帯に対し、本交付金を利用した給付金支給事業を実施いたしました。

令和6年度につきましても、税制改正に伴う所得税・住民税の定額減税との一体的措置と

して、同事業の継続が決定されたことに伴うものであります。

目的につきましては、価格高騰の影響により、生活への負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、1世帯当たり10万円の給付金を支給するものであります。

対象世帯につきましては、基準日において、甲斐市に住民登録があり、令和6年度分の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯であります。

なお、令和5年度の給付金の対象であった世帯は、本年度の給付金は対象外となります。基準日につきましては、令和6年6月3日であります。

支給対象世帯につきましては、約2,500世帯を見込んでおります。

申請方法ですが、対象世帯へ確認書または申請書を送付し、必要事項を記入し、返送いただきます。申請内容を審査し、指定の口座への振り込みを行います。

今後のスケジュールでございますが、7月初旬から対象者の抽出、7月下旬から確認書または申請書の送付、8月中旬から確認書等受付け、審査を行い、8月下旬から口座への振り込みを開始したいと考えております。

以上が低所得者世帯支援給付金（令和6年度新たな非課税等世帯分）給付事業に係る補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 一応、確認だけなんですけれども、住民税非課税世帯というのは生活保護世帯も含まれているということによろしいんですか。

○委員長（清水和弘君） 井上課長。

○福祉課長（井上千悦子君） おっしゃるとおり、生活保護世帯も含めた数となります。

○委員長（清水和弘君） そのほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時29分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、障がい者支援課より、3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いします。

奥石障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（奥石文明君） お疲れさまです。

障がい者支援課より、6月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、01自立支援給付事業につきまして、34万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は一般財源でございます、

補正額34万5,000円の内容につきましては子育て支援課の保育料が本年4月1日から第2子以降のゼロ歳児から3歳未満児について、多子世帯のさらなる経済的負担の軽減のため、所得制限を廃止し無償化が拡充されたことから、障がい児の児童発達支援等の利用者負担金についても保育料と同様に無償化を拡充するための助成金でございます。

当初予算で所得制限のあった助成金を3人分16万2,000円を計上しておりますが、今回の所得制限を廃止し、無償化を拡充する分としまして、1人分34万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、無償化の拡充は本年4月1日に遡り適用といたします。

以上が障がい者支援課の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、保険課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いします。

金子保険課長。

○保険課長（金子智奈美君） 大変お疲れさまでございます。

保険課から、議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

一番下になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金6万9,000円の減額につきましては、社会保障税番号制度システム整備補助金の交付に伴う減額補正で、財源は一般財源でございます。

内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知用リーフレットの印刷経費に対する補助金が、国から国保特別会計に交付されることから、一般会計から国保特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） マイナンバーカードにつきましては、出張の申請の補助とかもすごい努力しているというのは見て取れるんですけども、現状で大体どれぐらいの普及というか、なっていますか。

○委員長（清水和弘君） 大寫市民部長。

○市民部長（大寫正之君） お答えいたします。

カードの普及、交付率につきましては、5月末現在で78.3%になります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ありがとうございます。

保険証として使えるようになってきていると思うんですけども、今、結構、私の行っている

お医者さんを見る限りでは保険証として使えるところがほとんどなんですけれども、そういう部分の普及率、要するにクリニックなんかでどのぐらいそういう保険証として使えるようになってきているかというのは分かりますか。所管が違うじゃ、またいいですけども。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 一般的な診療所だとか病院につきましては、もう国のほうで定められておりますので、ほぼ全部という形になっていると思われまして。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

一般会計の全ての審査終了、討論・採決。

これより、議案第68号の討論・採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

続きまして、議案第71号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終わります。

引き続き、議案第69号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

金子保険課長。

○保険課長（金子智奈美君） 引き続き保険課から議案第69号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案の27ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ811万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,537万5,000円とするものでございます。

詳細につきまして、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

恐れ入りますが、30、31ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金707万8,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修と周知方法に対する国からの補助金でございます。先ほどの一般会計で国保特会への繰入金についてご説明いたしましたリーフレットの印刷経費もこちらに含まれております。

次に、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付等交付金、2節保険給付費交付金（特別交付分）110万7,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた事業費に対する交付金でございます。被保険者への加入者情報等のお知らせ送付に係る委託料分となっております。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金6万9,000円の減額につきましては、マイナンバーカード保険証周知広報用リーフレットの印刷経費について補助金が国から交付されることに伴い、予定していた一般会計からの繰入金を現額するもの

でございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目03一般管理費につきまして、811万6,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、まず需用費ですが、先ほど歳入で説明いたしました周知広報用リーフレットの印刷代が4,000円減額でございます。こちらは、リーフレットの内容について、市で作成する予定で当初予算に計上しておりましたが、今回、厚労省から内容が提供されたことにより、印刷単価が減額になったものによるものでございます。

次に、被保険者へ送付する加入者情報等のお知らせの郵送料といたしまして、役務費が231万8,000円の増額でございます。

続きまして、委託料として、加入者情報等のお知らせに係る委託料が110万8,000円、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修が469万4,000円、合計で580万2,000円の増額でございます。

財源につきましては、全額、国・県からの補助金と交付金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 最後のところで加入者情報の委託料というふうにおっしゃったんですけれども、これ委託料というんだからどこかに委託するんでしょうけれども、どういったところに委託されているのか。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） こちらにつきましては、マイナンバーカードの番号を被保険者に全部通知するという形になっておりますので、一応、うちのほうで委託しておりますシステム業者のほうへ委託して、印刷等して発送するという予定でおります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 結構、ニュースなんかでそういった情報が漏れるみたいなことが騒がれたりするんですけれども、大丈夫だとは思いますが、その辺はどうなんだろう

か。

○委員長（清水和弘君） 金子課長。

○保険課長（金子智奈美君） 個人情報の取扱いについても契約等を結んでおりまして、その辺は十分に管理するようになっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第69号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

委員より、その他何かありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 事務局より、何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分